平成２１年（フ）第６９２号
栃木県芳賀郡益子町大沢字広町972の１
破産者　有限会社ダイシン
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９４号
栃木県芳賀郡益子町大字益子2824番地２
破産者　大塚チエ子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４８６号
京都市伏見区深草西浦町１丁目41番地
破産者　株式会社岩浪組
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
長崎県長崎市葉山２丁目50番１号
破産者　株式会社ジアス
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７３号
東京都中央区築地６丁目14番４号つま亀ビル２階
破産者　有限会社まつだ
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４７４号
東京都府中市小柳町４丁目16番地の４ベルメゾン馬場201
破産者　松田　和清
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４号
東京都東村山市秋津町４丁目23番地４
破産者　川副　保光
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２号
愛知県碧南市千福町２丁目111番地１
破産者　合資会社八百重商店
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２４３号
滋賀県犬上郡多賀町大字大岡382番地
破産者　森田　俊治
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８９５号
名古屋市昭和区伊勝町２丁目57番地
破産者　美吉画廊こと　津坂　国康
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９号
山形県最上郡鮭川村大字曲川757番地
破産者　小屋　明宏
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２０年（フ）第１２８号
山形県最上郡真室川町大字釜渕395番地14
破産者　髙野喜美雄
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第６９３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1090番地２、旧住所長崎県諫早市鷲崎町491番地１
破産者　中村　京子
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉91番地
破産者　白井　みえ
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
秋田市東通６丁目17番６号　コーポ仁部１階２号
破産者　佐藤弓美子
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１６号
秋田県潟上市天王字二田108番地10
破産者　眞壁　　明
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０４号
福島市南沢又字西原前34番地の２
破産者　黒須　　勉
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
福島市方木田字吉ノ前１番地の７
破産者　橋本亜也子
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
福島県いわき市泉町２丁目７番地の17
破産者　竹田　　薫
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１１１号
千葉県東金市東金750番地７
破産者　北村　恒夫
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６２５号
横浜市神奈川区六角橋２丁目18番15号　ＫＹハイツ202号
破産者　佐藤　　学
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部